

**建設現場見学会支援業務委託
仕様書**

第1条 適用範囲

この仕様書は、福島県（以下、「発注者」という。）が「建設現場見学会支援業務委託」（以下、「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条 目的

本業務は、「第2次ふくしま建設業振興プラン」に掲げる、建設業の担い手の確保・育成の基本目標の下、将来の担い手として期待される小学生及びその保護者を対象に、福島県が開催する各見学会の支援を目的とする。

第3条 見学会内容

（1）小学生を対象とした建設現場見学会

方部	参集者 (人数等)	見学予定箇所	見学時期 (予定)
県北方部 県北建設事務所管内	桑折町立 半田醸芳小学校 児童33名 教員2名	上名倉飯坂伊達線（橋梁上部） 福島市町庭坂地内	11月
県中方部 県中建設事務所管内	郡山市立 行健第二小学校 児童28名 教員8名	福島空港（滑走路盛土） 石川郡玉川村大字小高地内	10月
県南方部 県南建設事務所管内	塙町立 笹原小学校 児童16名 教員2名	須賀川矢吹線（道路改良） 西白河郡矢吹町寺内地内	10月
喜多方方部 喜多方建設事務所管内	北塩原村立 裏磐梯小学校 児童6名 教員2名	会津若松裏磐梯線（橋梁上部） 耶麻郡北塩原村檜原地内	8月
相双方部 相双建設事務所管内	相馬市立 八幡小学校 児童38名 教員2名	原町川俣線（道路改良） 南相馬市原町区下高平地内	7月
いわき方部 いわき建設事務所管内	いわき市立 小玉小学校 児童29名 教員2名	夏井川筋（災害復旧） いわき市小川町関場字川原地内	9月

（2）親子を対象とした建設現場見学会

- ア 実施日：令和7年7月下旬～8月上旬の夏休み期間中（予定）
見学箇所：国道289号（南会津郡只見町叶津地内）
参加者：県内在住小学生（4年生～6年生）と保護者 20組（40名）程度
集合場所：只見町役場駐車場（予定）
バス送迎：集合場所～見学箇所
- イ 実施日：令和7年7月下旬～8月上旬の夏休み期間中（予定）
見学箇所：復興祈念公園（双葉郡双葉町大字中野地内）
参加者：県内在住小学生（4年生～6年生）と保護者 20組（40名）程度
集合場所：現地集合
バス送迎：なし
- ウ 実施日：令和7年8月30日、31日（予定）

見学箇所：郡山合同庁舎（郡山市南一丁目地内）

：須賀川農業普及所（須賀川市芦田塚地内）

参 加 者：県内在住小学生（4年生～6年生）と保護者 20組（40名）程度／回

集合場所：日本大学工学部敷地内

バス送迎：集合場所～各見学箇所

なお、ウについては、各日、午前1回・午後1回の計2回実施予定。

第4条 業務内容（運営支援）

（1）小学生を対象とした建設現場見学会

ア 関係機関との調整

現場への送迎や見学会当日の工程について、小学校、県の出先機関及び工事施工会社等と調整する。

イ 参加者の送迎

送迎バスにて小学校から現場への送迎を実施する。なお、送迎バスの定員は、大型バス定員45人、中型バス定員27人以下とする。

ウ 進行管理、参加者の誘導、写真撮影及びアンケートの実施

- ・全体的な進行の管理を実施する。
- ・建設現場以外（出発時、到着時等）の参加者の誘導を実施する。
- ・見学会中の写真撮影を実施する。

エ 安全対策

参加者の傷害保険の加入等、十分な安全対策を講じる。なお、ヘルメット、安全ベストについては発注者で準備するため見学会当日に配布すること。

オ 報告書の作成

上記項目ア～エの成果について、実績報告書としてとりまとめる。

（2）親子を対象とした建設現場見学会

ア 参加者公募資料の作成・とりまとめ

参加者の公募に係るチラシの作成、参加希望者の取りまとめ及び参加決定の連絡等の事務を実施する。

チラシ作成は第3条（2）ア、イの見学会で1枚、第3条（2）ウの見学会で1枚とする。

イ 関係機関との調整

現場への送迎や見学会当日の工程について、県の出先機関及び工事施工会社等と調整する。

ウ 参加者の送迎

送迎バスにて集合場所から現場への送迎を実施する。なお、送迎バスの定員は、大型バス定員45人、中型バス定員27人以下とする。

エ 進行管理、参加者の誘導、写真撮影、飲み物支給及びアンケートの実施

- ・全体的な進行の管理を実施する。
- ・建設現場以外（集合時、解散時等）の参加者の誘導を実施する。
- ・見学会中の写真撮影を実施する。
- ・飲み物を支給する。
- ・見学会後、参加者にアンケートを実施する。

オ 安全対策

- ・参加者の傷害保険の加入等、十分な安全対策を講じる。なお、ヘルメット、安全ベストについては発注者で準備するため見学会当日に配布すること。
- ・熱中症対策のため参加者へ飲料水の配布を行うこと。(標準:500ml、ペットボトル)
想定:40名×6回=240本

カ その他

第3条(2)ウの見学会は各日、午前1回・午後1回の計2回実施予定です。

キ 報告書の作成

上記項目ア～オの成果について、実績報告書としてとりまとめる。

第5条 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届(別記第1号様式)
- (2) 委託業務完了報告書(別記第2号様式)
- (3) 実績報告書

第6条 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書(紙1部:A4版)及び電子データ(一式)
- (2) その他、監督員の指示によるもの(一式)

第7条 業務上の留意事項

- (1) 成果の確認方法は、説明責任の観点から、文書で実施・保存すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 各見学会の事前打合せ回数は各1回以上とする。
事前打合せの対象者は、本業務受注者、小学校、県の出先機関及び工事施工会社等とする。
- (4) 送迎のバスは、安全性等を考慮し、公益社団法人福島県バス協会の会員から選定すること。
- (5) バス代(バス料金、高速代等を含む)、飲食代について、実績精算の対象とするため、各見学会終了後、精算に向け発注者と調整すること。
- (6) 異常気象によりバスや飲食にキャンセルが生じた場合の支払いについて、協議の対象とすることとし、原則、受注者の責によらない場合、本業務での支払い対象とする。

第8条 事業対象経費

当該事業に直接必要な経費(現場見学会の開催、募集広報経費、事業に従事する既存社員の賃金実費分、開催当日に臨時事務等として必要となる人員の人件費、バス等の借上費や食糧費等)であること。事業に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。

第9条 委託料の支払い

委託契約書第10条第1項に定める委託料の請求については、別記第3号様式によるものと

する。

第10条 財産権の取扱い

受注者の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として発注者に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、発注者に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、発注者に報告すること。
- (2) 発注者が公共の利益のために要請する場合、発注者に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、発注者の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

第11条 暴力団排除条項を確認するための書類

契約書第11条第1項第3号を確認するため、次の書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第4号様式）
- (2) 役員一覧（別記第5号様式）

第12条 その他

委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

別記第1号様式（仕様書5（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者	住所
	名称
	代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に着手しましたので届け
出ます。

						記
1	業 務 名	建設現場見学会支援業務委託				
2	委託料の額	金				円
		(うち消費税及び地方消費税の額)				円)
3	委 託 期 間	着 手	令和	年	月	日
		履行期限	令和	年	月	日

受注者 住所
名称
代表者 印

1 業 務 名 建設現場見学会支援業務委託

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

別記第3号様式（仕様書9 関係）

委託料請求書

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託契約書第 11 条の規定により請求します。

記

業 務 名 建設現場見学会支援業務委託

請求金額（支払い残額）

確定金額	受領済額	残 額	備考

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 殿

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

令和 年 月 日

印

別記第 5 号様式（仕様書 1 1 （2）関係）

事業者名 _____

役員一覧

役職名	(フリガナ)	住 所	生年月日	性別
	氏 名			

※この情報は、仕様書第 1 1 条の確認のため必要となります。
個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。